指 名 停 止 業 者

商　　号	所　　在　　地	指 名 停 止 期 間	指 名 停 止 理 由
株式会社大林組	東京都港区港南2－15－2	R8．10．20から R9．1．19まで （3か月）	株式会社大林組は、代表構成員を務める共同企業体が施工中の「中央新幹線第四南巨摩トンネル新設（東工区）ほか」において、令和6年10月4日に発生した労働災害に関し、同社社員が所轄の労働基準監督署へ事実と異なる説明を行っていた結果、同社及び同社社員が、労働安全衛生法違反により罰金の略式命令を受けた。 このことは、高松市指名停止等措置要綱別表措置要件第25号（業務に関する法令違反）に該当する。